



金 沢 市 公 報

第 2 7 7 1 号

平成25年(2013年)8月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

目 次	ページ
告 示	
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民協働推進課)	1
介護保険法の規定による事業者の指定について (介護保険課)	1
介護保険法の規定による事業の廃止について (2件) (")	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による事業の廃止について (")	2
昭和63年告示第58号(河川工事の施工について)の一部改正について (内水整備課)	3

公 告	
予防接種を行うことについて (健康総務課)	3
浄化槽保守点検業者の登録の更新について (環境指導課)	4
選挙管理委員会告示	
平成25年9月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧場所について (選挙管理委員会)	4
平成25年9月2日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	4
監査公表	
監査公表(第13号・第14号) (監査事務局)	5
農業委員会告示	
平成25年第8回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	7

告 示

●金沢市告示第225号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
四十万同心会	代表者の氏名及び住所	坂田 稔 金沢市四十万4丁目127番地2	吉田 俊憲 金沢市四十万4丁目236番地	平成25年4月11日

●金沢市告示第226号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項及び第54条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示します。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名 称	所在地			
1790100448	けあ・とらすと 笠市	金沢市笠市町11番19号	有限会社アイ・トラスト	平成25年7月28日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

●金沢市告示第227号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条及び第115条の10の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770102455	デイサービス 一空庵	金沢市黒田2丁目365番地	有限会社一空	平成25年8月31日	通所介護 介護予防通所介護
1770103479	L I F E ケアサ ポーター ぎふ と	金沢市沖町二28番地3	株式会社ライフ ライン	平成25年8月31日	通所介護 介護予防通所介護
1770103792	L I F E ケアサ ポーター すく ~る	金沢市疋田1丁目180番地	株式会社ライフ ライン	平成25年8月31日	通所介護 介護予防通所介護

●金沢市告示第228号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅介護支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770103479	居宅介護支援事 業所 路(みち)	金沢市沖町二28番地3	株式会社ライフ ライン	平成25年8月31日	居宅介護支援

●金沢市告示第229号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により告示します。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	指定年月日
1710103951	ハニービー 泉が丘事業所	金沢市伏見新町278番1	株式会社ハニービー	金沢市神田2丁目2番19号	就労継続支援 A型	特定なし	平成25年 8月1日

●金沢市告示第230号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から当該指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象者	廃止年月日
1710100809	らいむ森本	金沢市塚崎町水23番地	有限会社来夢	金沢市塚崎町水23番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	特定なし	平成25年 8月1日

●金沢市告示第231号

昭和63年告示第58号（河川工事の施工について）の一部を次のように改正する。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

第3項を次のように改める。

3 河川工事の期間

昭和63年8月1日から平成35年3月31日まで

公 告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
麻疹風しん第2期	5歳以上7歳未満の者であって小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの	平成25年8月21日から 平成26年3月31日まで	別表のとおり
ジフテリア・破傷風第2期	11歳以上13歳未満の者		
日本脳炎第2期	平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者であって9歳以上のもの		
子宮頸がん	12歳となる日の属する年度の初日から16歳になる日の属する年度の末日までの間にある女子		

2 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 麻疹及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠していることが明らかな者
- (5) (1)から(4)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

3 長期にわたる疾患のため予防接種の対象者であった間に予防接種を受けることができなかった場合

予防接種の対象者であった者であつて、当該予防接種の対象者であった間に、長期にわたり療養を必要とする疾病で厚生労働省令で定めるものにかつたことその他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより当該予防接種を受けることができなかったと認められるものについては、特別な事情がなくなった日から起算して2年を経過する日までの間、予防接種を受けることができる。

別表

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
池田 裕也 池田 商洋 池田 太一郎 清水 賢巳 林 龍己 藤野 陽 川尻 剛照	平和町クリニック	金沢市平和町3丁目1番1号
山口 順道	池田病院	野々市市新庄2丁目10番地

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第4条第1項の規定により、次の者を浄化槽保守点検業者登録簿に更新登録したので公告します。

平成25年8月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録年月日
74	Total Maintenance 株式会社	加賀市山田町ワ7番地6	平成25年8月9日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第44号

平成25年9月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年8月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成25年9月3日から同月7日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第45号

平成25年9月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されたことがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成25年8月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成25年9月3日から同月7日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した財産の管理等状況監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成25年8月21日

金沢市監査委員 西 村 賢 了
 金沢市監査委員 中 島 秀 雄
 金沢市監査委員 田 中 仁
 金沢市監査委員 福 田 太 郎

第1 監査の概要

1 監査対象箇所

番号	課 名	監査対象箇所	番号	課 名	監査対象箇所
1	企画調整課	鈴木大拙館	26	教育総務課 学校指導課	泉野小学校
2	文化政策課	金沢歌劇座	27	教育総務課	泉野共同調理場
3	"	金沢市民芸術村	28	教育総務課 学校指導課	小立野小学校
4	"	金沢能楽美術館	29	教育総務課	小立野共同調理場
5	"	金沢湯涌創作の森	30	教育総務課 学校指導課	材木町小学校
6	"	金沢21世紀美術館	31	"	諸江町小学校
7	"	アートホール	32	"	夕日寺小学校
8	"	金沢蓄音器館	33	"	大浦小学校
9	"	金沢文芸館	34	教育総務課	北部共同調理場
10	"	老舗記念館	35	教育総務課 学校指導課	粟崎小学校
11	ものづくり 産業支援課	異業種研修会館	36	教育総務課	粟崎共同調理場
12	市 民 課	金石市民センター	37	教育総務課 学校指導課	東浅川小学校
13	"	浅川市民センター	38	"	花園小学校
14	"	安原市民センター	39	"	朝日小学校
15	福祉総務課	金沢福祉用具情報プラザ	40	"	長坂台小学校
16	長寿福祉課	福祉作業センター十一屋ことぶき 作業場	41	"	新神田小学校
17	"	卯辰山公園健康交流センター千寿 閣	42	"	西小学校
18	こども福祉課	双葉保育所	43	"	安原小学校
19	"	矢木保育所	44	"	内川小学校
20	"	八田保育所	45	"	内川中学校

21	こども総合 相談センター	児童相談所	46	"	高尾台中学校
22	施設管理課	西部環境エネルギーセンター	47	"	大徳中学校
23	"	西部衛生センター	48	生涯学習課	中央公民館彦三館
24	道路管理課	道路等管理事務所	49	図書館総務課	平和町児童図書館
25	教育総務課 学校指導課	弥生小学校	50	消防総務課 金石消防署	臨港出張所

2 監査の期間

平成25年4月17日から同年8月9日まで

3 監査を執行した監査委員

西村賢了、中島秀雄、田中 仁、福田太郎、高村佳伸

なお、高村佳伸は平成25年6月24日に退任し、代わって同月25日に福田太郎が就任した。

4 監査の範囲

平成24年度の財産管理等に係る事務（ただし、必要と認められた平成25年度及び平成23年度以前の事務を含む。）

5 監査の対象項目

- (1) 公有財産の管理状況
- (2) 物品の管理状況
- (3) 公金等の取扱状況

6 監査の方法

財産の管理等の事務が法令等に従って適正に行われているかを主眼として監査を実施した。

監査に当たっては、あらかじめ関係資料の提出を求め、抽出により諸帳簿等の関係書類等について調査を行い、関係職員から説明を聴取するとともに、公有財産等の管理等状況について実査を行った。

第2 監査の結果

財産の管理等の事務については、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部に次のとおり改善を必要とする事項があったので、適切な処理を講じられたい。

なお、軽微な事項については、関係課長に改善を促したので、記述を省略した。

1 公有財産の管理について

[指摘事項（改善を必要とする事項）]

消防用設備等の保守・管理や建築物等の劣化状況等の定期点検について、一部の文化施設、保育所及び小中学校において点検時の不備が1年以上放置されているものが見受けられたので、必要な措置を早急に講じる必要がある。

【文化政策課・こども福祉課・教育総務課】

●金沢市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、金沢市長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年8月21日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員	田	中		仁
金沢市監査委員	福	田	太	郎

1 包括外部監査

- (1) 措置通知があった年月日 平成25年8月2日
- (2) 措置を講じた部局等 福祉局長寿福祉課
- (3) 監査結果の公表年月日 平成25年4月11日（平成25年監査公表第7号）

(4) 監査の結果及び措置の内容

監査の結果（指摘事項等）	措置の内容（改善等内容）
<p>・法定配置数とのかい離について 指摘事項 「金沢市地域包括支援センターたがみ」では、早急な欠員補充が必要である。</p> <p>・福祉バス運営 意見 福祉バス事業を継続するか否かの判断が必要であり、継続する場合には、財政的負担にならないよう、利用条件や利用者負担のあり方を検討すべきである。</p> <p>・入浴補助券の管理について 意見 利用期限の過ぎたふれあい入浴補助券を廃棄する際には、あらかじめ決裁権者の承認を受けるべきである。</p>	<p>欠員となっていた保健師等については、平成25年5月1日付けで職員を採用した。</p> <p>福祉バス事業については、平成25年6月末をもって廃止した。</p> <p>平成24年度ふれあい入浴補助券の廃棄処分から決裁権者である長寿福祉課長の承認を得て廃棄するよう事務の見直しを行った。</p>

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第21条第1項の規定により、平成25年第8回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成25年8月21日

金沢市農業委員会
会長 朝 倉 忍

1 日時

平成25年8月27日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地競（公）売適格者証明願について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について
- (7) 金沢農業・農村総合振興計画に位置づけた施設の検証結果に関する意見決定について

平成25年(2013年)8月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成25年(2013年)8月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	(株) 共 栄